

宮崎県森林環境税活用検討委員会議事録

日程：令和2年6月5日（金）
 13：30～15：30
 場所：附属棟301号室

発信者	内 容
下沖委員	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ（佐野部長）</p> <p>3 検討事項 （1）令和元年度使途事業の実施報告について ★質 疑 何点か教えていただきたいんですけども、令和元年度の税の活用事業におきまして、実績が予算額をある程度下回っている事業がいくつかございます。例えば荒廃溪流等立木流出防止対策事業が大体8割、被害要因除去事業が4割、木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業が大体5割ぐらいではないかと思うんですけど、税の有効活用の観点から実施率を高める必要があるのではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。</p>
黒木課長	<p>まず9ページの荒廃溪流等立木流出防止対策事業ですね。これは溪流等にたまりました流木、倒れてきている立木などを除去する事業なんですけれども、事業実績としては7箇所、1, 259㎡で予算が2, 000万円だったんですが、実績が1, 644万3千円です。ただ、昨年度は予算が1, 500万円ではほぼ使い切りまして、予算額を増やしてもっとやろうと思ったんですけど昨年度はこの7箇所で流木がたまっている所は処置はできたということで、事業としては全てできたと考えております。また台風等が来ればこれ以上あったのかもしれませんが、去年はそれほどまでなかったなのでこの実績になっています。</p> <p>それから13ページの被害要因除去事業ですが、これはマツクイムシの被害木を除去する事業なのですが、主に海岸林の周辺部にあたる被害木を除去していこうということで、1, 200万円に対して431万円ということで、全体で伐倒駆除を125本やっている</p>

のですが、これは枯れた木を伐倒するということで、枯れなければ伐る必要はないんですね。これを全て除去したということになります。考え方によっては伐倒駆除の本数が少なければ少ないほど被害が海岸松林に及ぶことはなくなりますので、実績が低いほど被害が少なかったということになるかと思えます。以上です。

有山課長

御質問いただきました15ページの木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業ですが、昨年度の実績は予算額に対して実績額が1,400万円余となっておりますけれども、これにつきましては令和元年度が新規ということもありまして、それまでと大きく変えた点がございました。これまでも運搬支援はやってきたんですけれども、間伐材を対象外とし、そしてより厳格な運用となった。本県は主伐後の再造林が最大の課題ですので、再造林を積極的に推進する観点から再造林の厳格化ということで、要件を厳しくしたところ事業量の減少になったという点がございます。

また、新規事業でもありまして、要綱要領を見直した観点から交付決定が最初に出たのが10月となってしまい、事業実施期間が実質、短期間になったということもございます。ただ、実績としてはその前の30年度と比較しますと6割、半月くらいの実施期間で約6割の実績になっておりますので、今年度は事務手続の簡素化も行いながら、事前の要望調査を廃止するなど事業計画書をどんどん出していただいて順次、補助金の交付事務を進めるといったこともしながら事務改善を図り、きちんと運用していきたいと考えています。以上です。

藤掛委員

今お答えいただいた木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業で、(2)の風倒被害が面積0.4haとなっておりますが、これは1箇所ですか。結構山の方を走っていると風倒被害で倒れたままの木を見かけることもあって、ああいうのが森林環境税できれいにできれば良いのではないかと思っていたのですが、先ほどお答えいただいた準備期間ということであればそれでも良いですけど、(1)はそれなりの実績が上がっているのかなと思うのですが(2)の方はやりにくさなどがあるのかなと思ひまして、教えていただければと思います。

有山課長

(2)の風倒等被害木活用型再造林支援につきましては、これも新規に盛り込んだものでございまして、霧島地区の協議会を新しく立ち上げてもらった。そういった協議会の立ち上げに少し時間を要したのかなと。また、こういった事業につきまして活用いただく事例を積み上げたいと考えておりまして、広く引き続き周知を図って

まいりたいと思います。地域協議会も地域の担い手を維持していくのもなかなか大変なこともございまして、その中でもこれまで霧島を除く6協議会では継続した取組がされていたんですけども、新たに霧島地区を立ち上げたということも少し評価をいただければ幸いかと考えております。また、実績の面積が小さいということなんですけれども、森林整備事業は0.1ha未満がこの事業の対象外となっておりますことから、そういった所を支援するという、小面積の積み上げですので0.4haにとどまっているということもあろうかと思っております。公共事業も活用しながらこの県の環境税事業についても周知を図ってまいりたいと思います。

(2) 令和2年度使途事業について

★質 疑

佐藤委員

質問というか今の説明の中に私の町のこともありましたので、お礼を兼ねて中身の話をしようと思っております。この新規事業の中に九州自然歩道魅力ステップアップ事業がありますけれども、この九州自然歩道がいつ制定されたのか私は十分理解しておりませんが、私たちがまだ若い頃だったかと思っておりますが、ちょうど私の家の前に標柱が建っておりまして、九州自然歩道の下草刈りなどを町の方でやっていたなと思っております。やはりそういった素晴らしいそれぞれの地域にこういった九州自然歩道というか散策路というか、そういうものを見ていただけるというのは非常に有り難いなと思っております。というのは、今いろんな形で山とか自然とかそういった方向に人の動きや興味があり、そういう中でこういう形を取っていただけるとは有り難いなと思っておりますし、宮崎県版レッドデータブックについても、日之影町におきましては、御案内のとおり大分県側と合わせてユネスコエコパークの指定も受けております。その中で生物多様性等の調査もしております。また、それに対しての助成もいただいてやっていますけれども、こういったハード的なものではないにしろ入口にちゃんと作っておくとか持っておくという形に充てていただくのは嬉しいと思っております。

最後に森林づくり活動支援事業について、新規で「ひめしゃら倶楽部」というのが挙がっておりますけれども、これは本当に行政が指導してやったというような倶楽部ではなくて、旧高千穂線が廃線になってその一つの駅が寂れていくとかそういうことを憂い、その集落の有志が桜を植えたりあるいは里山を自分たちで開墾などをしながら整備して、その地域の花祭りとかそういう形で本当にボランティアでやってきております。私も行政の一員ですけれども、行政が「こういうことをやりなさい」、「こうしなさい」という時代ではなくて、やはりそれぞれの所で「このままじゃいかん。」と、「こ

ういうことをやろうや。」という雰囲気になってきて、それをある程度行政等が後ろから手を差し伸べて応援をしてやるといった形でやっていくことがこれからは大事になってくるのかなと思います。昨年度の実績等を見ながら思ったんですけど、是非こういった県内で森林づくりとか里山保全とかいろんな有志でやられる、そういった団体を是非この環境税で応援していただきたいし、これに活用していくことが税を納めた県民の方々からも御理解が一番得られやすいことかなと思います。今聞いておりましたので、お礼かたがた意見として言わせていただきたいと思います。ありがとうございました。

藤本室長

今御意見いただきました、九州自然歩道魅力ステップアップ事業、新規事業の関係ですけれども、制定された時期は昭和50年です。宮崎県をはじめ九州一円を一周できるということで全体では約3,000kmを山道だったり公道を使ったりということでありまして、その中で宮崎県は3ページに書いてありますけれども、全体では高千穂町の五ヶ所から高原町の高千穂の峰まで縦断するようなコースとなっております、全体で372kmほど、その中で山道等が107kmほどとなっております。人が通れるように歩道を整備しているのですが、先ほど言いましたように50年の制定で、そのときに整備したものが多くあり、老朽化してかなり使えない所もあるということもありまして、今回この事業でしっかり現場を調査しまして、国の制度・事業も使いながら特に利用度が高い所を中心に整備し利用面ではいろいろ地域の方でも利用されている、地元の体験学習ですとか森林セラピーですとかそういった利用形態がありますし、子どもたちを対象とした学習等もありますので、そういった利用の実態も把握して、この歩道を使って森林の大切さ、自然の大切さを子どもから大人の方々まで幅広く意識していただけるような形の活用にしていきたいということで今年度の事業として調査をしたいと思っています。以上です。

黒木課長

レッドデータブックの改訂ですが、ここに目的が書いてあるとおりの前回2010年にレッドデータブックを改訂しており、それを今回新たに作り直すということになります。絶滅のおそれのある県内の野生動植物の最新の生息状況を明らかにすることで、事業効果のところにも書いてありますけれども、県民に対して広く普及啓発を図り、森林などの生物多様性の保全を推進するとか、小中学校、高校とか図書館とか市町村にも配布しますので、これをうまく活用していただきたいということです。もともとは環境省が1991年に作ったレッドデータブックが最初で、それから神奈川県、三重県が1995年に作った。それ以降、2005年までに大体全県作っ

ているという状況です。そして右側の5ページですが、本県では1999年、平成11年に作っています。平成22年に改訂版を出して今回ということです。レッドデータブックを出す資料なんですが、それはレッドリストというのを作りまして、これにつきましては事業内容の①にあります「野生動植物生息状況等調査事業」ということで毎年調査していきまして、5年で大体県内を一通り調査するというので5年ごとにこれも見直しながらか最終的にレッドデータブックで内容を示していくということになります。その右側のページの真ん中の表ですけれども、「掲載種・絶滅種の推移」ということで、右端に絶滅種と書いてありますけれども、2010年公表時で49の絶滅種があったと。2015年に出したときには52種で3種増えていると。こういう情報をきちんと残していくことは必要になりますので、今年度、検討委員会を5回開催しまして最終的には来年度の改訂・発行ということになります。

廣島室長

ボランティア活動支援につきまして佐藤委員の方からお話がありましたが、新たなボランティア団体が誕生することは本当に喜ばしいことだと思っております。佐藤委員がおっしゃいましたように地域に根ざしたボランティア活動の支援をしながら森林づくりの輪を今後とも広げていきたいと思っております。

佐野部長

私からも少しお話をさせていただければと思いますが、先ほど御挨拶の中でもこの税の目的というのは県民共有の財産を社会全体で支えていく仕組みづくりが必要だったということで平成18年度に創設させていただいたところであります。その使途としていろいろ検討して現在「県民の理解と参画による森林づくり」、「公益的機能を重視した森林づくり」、「資源の循環利用による森林づくり」、そして「森林を守り育む次代の人づくり」というのが取組の大きな柱となっております。佐藤委員の方からボランティア活動の地元の事例についてお話がありましたが、そういったボランティア活動というか県民の皆様の自発的な動きというのがこの柱の中でも最も重要かと考えております。今回、新たに4団体増えたということですが、こういった数がどんどん増えていくように我々も努力してまいりたいと考えておりますので、またよろしく申し上げます。

鶴永委員

もしかすると最後の検討事項となっている「今後のあり方」というところになるのかもしれないですが、「宮崎県森林環境税の今後のあり方について」というところに、「宮崎県森林環境税は、県土の保全、水源のかん養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ」とありますよね。これが一番の目的だと思います。私は初回から度

々このことを申し上げさせていただいておりますが、例えば、今までの事業の報告で木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業について、15ページに「再造林が確実に実施される箇所を対象に」というくくりがしてありますけど、再造林することが本当にこの「水源かん養など森林の有する公益的機能の重要性」というところに必要なものなのかどうかということにすごく疑問を持っています。というのが、経済的な森林資源という観点から言うと再造林が確かに必要です。再造林に反対するというものでもないのですが、こういうふうに助成金を投入して森林を整備しなければいけない所って、経済的に育林に手をかけても採算性・経済的に見込めないような所がどうしても手入れ不足という状態になっていると思うんですよね。そこの手入れ不足のものをバイオマスに活用するとかいうことはいいことだと思いますし、そこで一番やってほしいのは本当は間伐だと思います。間伐材をバイオマスに活用するとかいうことには是非支援してあげたらいいんじゃないかなと思います。そのためにもやっぱり林道を抜いたりということにどうしてもお金がかかってくるので、そこは再造林のくくりになるのかもしれないですけど、私たちは環境保護団体でずっと20年以上全国で活動してきて、宮崎は特に、スギヒノキを再造林するというのは水源かん養にとってはどちらかというマイナスに働くと考えています。もちろん下刈りをして除伐をして間伐をするという作業がずっと40年間、50年間伐採するまでできればそれはそれで悪いことではなく、水源かん養もできますが。植えたけど、今は林業従事者の数が減っているというのも問題になっていますし、育林にどれだけお金がかけられるかという、山主さんにはもう体力がないと思うんですよね。だから再三申し上げているのは、今から人口が減少し、生活様式も変わっていく中で、どれぐらいのニーズが今から再造林したときにあるのかというのを慎重に考えていただきたい。私たちの団体が考えているのは、今、宮崎県全体で多分人工林率は5割から6割の間だと思うんですけど、林業従事者の方がよく言う、出しがよい山・管理がしやすい30%ぐらいの人工林に限って、伐採ができるまでとにかく管理し間伐していくということができる範囲に絞り込むべきだと考えています。だから例えばここに「再造林が確実に実施される箇所を対象に」というくくりは必要ないんじゃないのかなと私たちは考えるんですけど、異論もあると思います。是非ほかの委員の先生方にも御意見を伺いたいので、よろしくをお願いします。

有山課長

鶴永委員から御指摘いただきました点、非常によく分かりまして、切り口が木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業でしたので、私の方からまず答えて後をまた議論していただければいいのかなと

思うのですが、この事業につきましては、「確実な再造林」ということで、昨年度全面積をきちんと再造林できる箇所を確認しながらやってもらったんですけれども、今年度は、林道からの距離が遠いとか社会的条件が不利な土地、経済林として引き続き回していくことが適切かとかいった観点から少し運用改善をしていて、土地とか確実な天然更新が見込めるとか、そういったことも含めてやっていきたいと考えております。

また、今現在、県の長期計画の見直し作業をしているところなんですけれども、そういった中でも今後の需要をどう捉えていくのか、人口減少を迎える中で住宅着工が全国で落ちていくというのが確実視される中でどう考えていくのか、本県の林業は県内需要だけではございません。製材品は7割以上県外に出荷しているわけなので、全国の需要というのをどう捉えていくか、そういったことの先にスギヒノキを引き続き植えるのが適切なのかということもあるかと思えます。また、経済林として回していくところは、もっと早く回していけばいいという考えもあると思うんですね。そういったことを今、長期計画の検討の中でも議論しているところですので、委員の御指摘を踏まえて、引き続き長期計画の検討を深めて今後の政策に反映していきたいと思えます。いずれにしても森林が再生されないとか生物多様性の確保、公益的機能の発揮というのが成り立ちませんので、そういった観点から引き続き我々はしっかりと次世代に森林を守るということを念頭にやっていけたらなと思っています。

鶴永委員

先ほど少し私がお話の中で申し上げた、スギヒノキの皆伐跡地に再造林する方が保水力が上がるのかという点を私たちは先ほどから申し上げているように、全国いろんな箇所で山を買って上げてトラストというのをやっております。実際、皆伐跡地の全く裸の山を購入して放置してみました。放置したというと聞こえが悪いですけど、自然に任せた所というモデルも持っていて、そこの経過をずっと見ておりますが、スギやヒノキを再造林して手入れ不足になるよりは、宮崎の場合、再生力が本州に比べるとすごく強いです。これは植生の違いか気候の違いなのかはよく分からないですけども、本州のほかの支部では、皆伐跡地を自然林に戻すのに大変苦労している所もあるんですけど、宮崎は全国のほかの支部から「どうやって、どれだけ手を加えて管理したらこれだけ良い山になるのか。」と言われるぐらい再生力が強いです。これは高千穂町で実際、見てもらうこともできますけれども、そこはすごくラッキーだと思います。私たちは実はただ見守っているだけという状態で、自然にはすごく再生力があるんですよ。それで、私たちが広葉樹を植えた所を回るんですけど、私たちが植えたものは相当鹿害に遭うんですよ。本当

に植えても鹿に食べられるのが主で、でも、私たちが植えたものの周りに自然に生えてきたものには、食べられる部分もありますが、本当にたくましく育って行って、10年ぐらい経つと本当に立派になります。混みあった状態には1回はどうしてもなりますけれども、見守っていくと良い山になっていくだろうなという状態になっていきますので、やっぱり植えた限りは手入れが必要ですよね。広葉樹を植えるにしろ針葉樹を植えるにしろ植えた限りはずっと手入れをしていかないと植えたものが成長をしていけないと思います。そう考えたら本当に経済的に合う、見込みがあるところ、ちょっと厳しいなというところは思い切って自然の力に任せるというふうに、間伐をする、伐採をするというところには是非手助けをしてあげたらいいなと思います。再造林というのは本当にどこが適当なのか、この山は本当に経済的に環境的に再造林が好ましい山なのかそうではないのかというところを行政の方々も見分けていただいて、そういう観点で指導をしていただけたらいいんじゃないかと考えます。そこに関してはいかがでしょうか。やはり再造林しないといけないという感覚があるでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいです。

橘木課長

今、委員が御指摘の再造林と天然力を活用した方法、放置ということではないんですけれども、先ほど人工林率の話が出ましたが、本県の人工林率は57%で全国平均が41%ですので、かなり高くなっています。その理由としましては再生力が高く、委員がおっしゃったとおりであるということと、また、まれに見る再造林率の高さがあり、8割程度、昨年少し落ちましたけれども73%程度ということで、収入の糧となっている、生業となっている部分もあります。ですから、伐採した所をスギのように30年、40年で収穫できてかなり利回りも良い、収入にもなるといったようなところを推奨していくことが、山村地域で安心して暮らしていけることになるかと、山づくりというのがやはり一番の実行力があるものではないかと思っています。そうは言いましても適地適木という考え方がありまして、やはりふさわしくない場所には植えてはいけないと思います。経済的に成り立つ所はスギを植えて、そうではないような所は天然林にした方が良いのではないかなということを思っております。ですからこの森林環境税につきましても、事業の概要で御理解いただいているとは思いますが、水源林の上流ですとかそういった生活に関わる部分については広葉樹林化というのを進めており、ほぼ手出し無く造成ができることになっております。ただし、収入は難しいんですけども地域のために役立てられるといったところがあります。更にそうはいかない部分もあり、経済活動として植えていかないといけないのですが、山地災害の防止機能とか公益的

機能が低い所については、積極的に植えていただいて、経済も大事なんですけど公益的機能の発揮の観点から森林を造成していただくということで7%のかさ上げ補助もやっております。ですから、そういう使い分けをしながら今までは経済活動一辺倒の補助金でしかなかったんですけども、県の環境税ができて今鶴永委員がおっしゃった部分に関してもお金がいて、それが県民に理解されて本県の森林が更に良くなっていくという考えで取り組んでいきたいというふうに思っております。

藤掛委員

今、問題提起いただいた再造林というのは本当にいいのか、必要があるのか、どこまでそのためにお金を投じるべきかということがあったんですけども、ほかの委員の方からこの件に関して御意見は何かありませんでしょうか。

佐藤委員

今、県の課長さんからお話があったとおり、委員がおっしゃったように昔はどんなところでも再造林という形で、私も町の農林課長とかしていましたのでそういう対応でありました。しかし、今は、経済林として回していける場所は再造林をして回しますけれども、道のない山の上とか地力の悪いとかそういう所は、伐採の後は天然更新ですね。そういう形で棲み分けをうちの町でもやっています。ただ、うちのような中山間地域では、再造林をして優良な土地で回していくことによって生活が成り立っています。少し安くはなりましたが今では林業が景気が良くて、若い人が帰ってきて林業で仕事しているんですね。そして結婚をしてそこで暮らす。やはりそこでスギやヒノキを伐採する。しかし、そのままでは彼らはただ伐るだけになりますから、優良な林地には植えていく。植える仕事に若い人も入ってきている。そういう形で山村の経済活動が林業という生業の中で回っているというのが宮崎県の中の山村の姿だと思います。ただ、その中で何度も言いますが誰が見たってここにスギを植えてもヒノキを植えても成り立たない所は天然でありますし、各市町村の森林整備計画でも全て再造林という捉え方ではなくなってきていると私は認識していますので、その中で委員が今おっしゃっている形でどうやっていけばいいのかを今後考えていけばいいことだと思います。それから、町有林が600haぐらいありますけれども、町有林も60年、70年経って伐採したりしますけれども、緑化推進機構がコーディネートをして企業の森というのをやっていますけれども、うちの場合、旭化成さんと協定を結んで25haぐらい町有林を伐採した後にお貸しして広葉樹、あるいはそのまま天然、それを企業の森として大きく育てて、ひいては町の奥地ですから、水源かん養として下流域に戻すという形で、その場所場所によって委員が

おっしゃったような形にしております。以前は何でもかんでも木を伐ったらまた同じものを植えてという流れでしたけれども、やはり実態としては委員がおっしゃったような形に変わってきていると、私自身も行政としてやっていますので、そういうふうになってきているんじゃないかなと今お話を聞きながら思いました。以上です。

鶴永委員

今町長さんのお話に出てきたように経済的に見込みがない所ってあると思うんですね。そういう所は本当に手入れ不足の状態になっていると思います。そこに育林しても伐り出す見込みがないということはそこは放置されていきますよね。そこに山主さんがお金をかけて労力をかけて間伐するということはまずないと思うんですよ。そこにこそ補助金、森林環境税を使う。そこで私が気になっているのは森林環境譲与税の方ですね。譲与税は額が大きいので、そういうところも山主さんがお手上げというような所は切り捨て間伐しかないと思うんですね。何をしても収入にならない事業、それこそが森林環境税なんだからそこに活用していただきたいなと思います。

佐野部長

いろいろ御意見をいただいているところなんですけど、再造林に関しては今、佐藤委員がおっしゃったように国・県・市町村も再造林一辺倒ではないというような考え方であろうと思います。まさにその譲与税の話も鶴永委員がされましたけれども、国が譲与税と併せて森林経営管理制度というのを創設しております。これは正に手入れの行き届かなくなった森林について、市町村に管理を任せる、それをやる気のある林業の事業者さんに手入れをお願いして経済林として施業を行います。手入れの行き届かない山の中にも経済林としてまだ成り立つ山があるということが前提なんですけれども、そうでないものは市町村の管理に任せていこうではないかというような仕組みですね。そういった中でその山をどうするかというのはまた個々の森林の状況によって違うだろうと思いますが、少なくとも経済林として成り立つ山はやる気のある事業者、「ひなたのチカラ」というふうに県の場合は言っていますけれども、そういったところに任せて森林資源として活用していくということですね。正に時代はそういうふうに進んでいると。この背景にはやはり森林が昔みたいに経済林として、林業が生業として、あるいは森林そのものが財産として注目されなくなったということだろうと思いますね。それはいろんな原因があるんだろうと思いますが、外材との関係があったりとか住宅着工戸数が減って、木材価格が下がったことによって山の価値というものがなくなってきているのだろうと思います。我々はそこを是非、昔みたいにというのはなかなか難しいかもしれませ

んけれども、多様な森林ということになると、そこには当然森林資源、木材を産出する山としての経済林ですね。それと先ほど委員もおっしゃいましたように県土の保全とか水源かん養、あるいは保養とかそういった意味もありますし、最近の話ではありませんが、二酸化炭素吸収源としての森林の機能とか、そういった山がいろいろな機能を発揮できるようなことを目指して県の森林環境税は18年度に創設したわけですけども、ようやく地域の願いが叶って国の森林環境税が創設されて、それに先駆けて譲与税という形で今譲与が始まっているという状況があります。ですから、二つの税が今ある状況ですが、それぞれの目的というものはありますけれども、そこは重複しないような形でしっかり考えて、本県の森林をしっかり守り育てていくような形で頑張っていきたいと考えております。

藤掛委員

ありがとうございます。今の鶴永委員からの「なぜ再造林にそこまでこだわるのか。」ということに関して、確かに時代としてそうじゃなくなってきたところがあると思うんですよね、今、なぜこんなにスギとヒノキばかりかと考えてみると、一つは造林補助事業というのは戦前からあるんですけども、その当時の状況から考えてみると、当時はげ山が多かったりして、何とかこれを緑にしないといけない、あるいは戦後の復興期に台風災害が頻発したときにも造林を緊急に行わなければならないとかですね。そういう中で造林事業というのはどんどん拡大していくんですけども、一つは造林技術が確立していてすぐに山に戻せるということですね。もう一つはやっぱり木材の必要な時代ですので、それと合わせ技ということは当然あるのですが、早く成林させるということの中で、そういう人工造林技術がはっきりしたものをやってきたというところがあって、多分、先ほどのお話の中からすると、「放つといたらいいんじゃないか。」ということも一つはあると思うんですよね。それも今考えると、僕もそういう気がするんですけど、歴史の中ではやっぱりそれで、はげ山が戦後200万haとか相当な荒廃森林があって、そういうときに人工造林を早くしなければというのが強くなって「放っておけばいい。」というのでは台風災害が発生するとかですね、そういう時代もあった中ででてきていたと思うんですよね。だけど今状況が変わってきているところもありますので。

それともう一つは木材のことですね。木材のことに関しては、例えばはげ山を公費100%で広葉樹を植えましようとなったらすごくお金がかかります。それよりは何%何10%を補助して、民間の人がやる気をもって植えてくれたらその方が公費の使い方としても少ない公費でたくさん植えられるという、木材と合わせ技にすることによってより効率的に森林整備が進められるという理屈がずっと

あったと思うんですね。それは今でも日本の大事なやり方かなと思っ
ていますが、確かに昔植え過ぎたところもありますし、また全部再
造林するのは正解とは思われないというふうになってきているので、
これまでのやり方も二つの面で、その時代時代に合わせて良いとこ
ろがあってやっていくべきだと思うのですが、時代は少しそういう
意味では変わってきているので、簡単に言えば人工林率はもう少し
下げてもいいんじゃないかと、撤退するべきところは撤退していい
んじゃないかというのが今の状況であるのは間違いないと思っ
たんですね。それをどう説明していくのかというのが課題だと思っ
ています。そういう中で先ほど部長さんからもありましたように、今
森林経営管理制度の中で「人工林が合わないところは天然林に戻し
ていこう。」と正にそういう枠組みも林野庁から示されて昨年度から
始まりました。ただ、まだまだ準備段階ですぐにそれは進まないで
すけれども、譲与税を使って財源も付けた形でスタートしましたの
で、どうやっていくのかというのが問われることかなと思います。
おっしゃるとおり100%また広葉樹を植えてというのは県の森林
環境税の事業の中でやっていらっしゃる。これはなかなか面積も限
られる。そしたら、放つとらかしはどうなんだということですよ。
そこも技術的なことも含めて、じゃあそこにはどういう、補助金は
いらないけれどもその代わり管理の面とか指導する人とか何か、あ
るいは多少の技術もいるかもしれませんが、そういうのは実はまだ
確立していないように思います。そういうのが今後、技術的な面も
そうですし、あるいは先ほどの森林経営管理制度のように制度的な
面とかですね、税金はどう使っているのか、そういうところは本当
に今課題のところかなと思っております。そういう中で県の森林環
境税はどういうところに充てるのがほかとのバランスも考えて一番
良いのかなと、私はお話を伺ってそんなふうに感じました。

川上委員

委員のおっしゃったことに関しては、県の方の答えどおり、私も
適地適木とか戦後の伐採跡地に関しての意見とか賛同する部分もあ
るんですね。でも一つだけフォローさせていただければ、放置林が
絶対良いかと問われたら、自然のままに返せば良いかと問われたら
、そこに大きなリスクがあるということの一つ覚えておいていただ
きたいんですよ。気候変動とかいろんな地球温暖化が言われてお
り、こういった気象状況が年々どんどん変わってきて、私たちの生
活環境も変わってきているように、そういった中でそのまま伐採さ
れた跡地が放置されていくということは、土砂災害等が発生し、先
ほど言われましたように、台風被害が戦後、伐採跡地でたくさんそ
ういうことが起こりました。日本だけではなく、世界中でそういった
ことがたくさん起きているわけですよ。いろんな水害だった

り台風で大きな被害と、それに伴う地震や津波だとか。いろんなものが出てきていますよね。森がだんだん放置されていくと、県の全土もだんだんそういうふうになるわけですよね。そうしたら森がいかに大事かと言ったら、放置することだけでいいのかなというところに、先ほど言われた「じゃあ何かをすぐ植えないといかん。」という。それが人工林がいいのか広葉樹がいいのか、それとも混交林にしていくのかというのは、地域やいろんな所の、それこそ今限界集落、山奥に行けば行くほど、なおさらのこと手が入っていない、そういう場所を伐採してと言われましたけれども、本当に森に戻すためにどの方法が一番いいのかなと考えると同時に、伐採してその後周りの環境、現在の状況、気象状況とかいろんな今後の被害に関するリスク的なことも考えた上で、県の方は決めていかれるんじゃないかなという部分もフォローさせていただきたいなと思いました。以上です。

鶴永委員

反論するわけではないのですが、先ほど申し上げたように、勘違いされたくないのは、私は「林業がけしからん。」とは全然思っていないくて、宮崎は本当に強い林業県になってほしいと思いますし、私も田舎に住んでいますので、若い子で林業をしたいと言って帰ってくる子がいるんですよ。本当にこの子たちがずっと林業で食べていけるようになってほしいんですよ。本当にそういうふうになってほしい。でも、今は伐採をする業者は伐採だけしかせず、育林をする業者は森林組合とかの下請けで育林だけで、下刈りと間伐だけをする業者みたいなふうになっていて、例えば自伐型林業研究会がここに紹介されていますけれども、この自伐型林業研究会の考え方というのは、自分の持ち山で、借り山の場合もありますが、自分で植林して手入れして、育林をしながら同時に間伐をして間伐材を売るという考え方をしていますよね。この自伐型林業研究会の講師の先生のお話を聞きに行ったこともあります。植えてから皆伐をするまでに100年以上かけるらしいんですよ。今の林業は40年ぐらいで皆伐しますよね。それをそこで皆伐したらもったいないんだという考え方をされています。そして間伐をして間伐材を売っていけば理屈として、残してやればまた回復するわけですよね。それをずっとやっていくと100年以上もつんだと。だから結局、植えて下刈りをする、除伐するというのが一番収入がなくて、一番お金と労力があるところじゃないですか。それを極力避けると100年同じ山でずっと収入が得られるんだよと。そういう考え方がこれこそ持続可能なんじゃないかなと。自分の持ち山で自分で育林していくということになると、山にもすごく大切に触るようになりますよね。言い方は悪いんですけど、伐採しかしない、にわかに伐採だけ

を始めた業者さんで「えーっ。」という伐採の仕方をする場合もありますよね。自分の持ち山じゃないからあんなことができるのかなと思って見たりするときがあります。結局、「再造林しないと水害とか危ないよ。」と森林組合さんが盛んに言われますが、先ほどから言っているように、うちの会でそういう山を購入して見守っている所があります。じゃあ再造林をしてそれが成長していくのを待つ時間と自然が自然を取り戻して森になってくる力というのが、再造林をしたから早いというわけではないのです。もちろんそれが当てはまらない場所もあるかもしれません。全部のケースをやっているわけではないからですね。そこは自信を持ってと言うのはおかしいですけど、本当はかなり自然に任せていても、じゃあすぐに植えたからやっぱりこちらの方が回復が良いと見えているわけではないと思います。全部が必ず当てはまるということではないかもしれない。

(3) 宮崎県森林環境税の今後のあり方について

★質 疑

平木委員

このアンケート調査なんですけど、70%以上の方が一定の評価をされていて、継続も70%以上の方が賛成又はやむを得ないと回答されているという状況は、個人的には意外と言いますか、すごく評価が高いというか、素晴らしいことだなと思ひまして。この意識があるうちと言いますか、この状態をより高め、キープするというふうに関後の使い方をさせていただきたいというのが一つなんですけど、それにレッドデータブックの発行・配布とかいうのがあったと思ひますが、これなんかも小中学校とかにも配布するとか、そういうのも素晴らしいと思ひまして、作っただけではなくて、それをうまく利用するというか心に訴えるようなことが必要なんじゃないかなと思ひています。

それから、ボランティア団体の活動に森林環境税が多く使われておりますが、このボランティア活動に参加される方はもともと意識が高い方だと思ひますし、ボランティア活動には参加されないけれどもこの70%の賛成されている方の層というか、そういった方々に何か訴えられるような、レッドデータブック等もそうだと思ひますし、何か活動支援だけではなくて環境意識が高まるようなことにも使っただけだと思ひます。それで、「宮崎県民の方は環境意識が高いな。」というような県民になってほしいなと思ひております。私は神奈川から宮崎県に移住してきたので、外から来ますと宮崎県は自然環境が素晴らしく、これは宮崎県の財産だと思ひますけど、あるからこそ気づかない部分もありまして、その意識を高められるような使い方を今後もしていただきたいと思ひます。

廣島室長

御意見ありがとうございます。本当にこの税は県民全体で本県の森林を支えることができますよう、そしてまた健全な森林が次世代に引き継いでいけますよう、森林整備の面、そして県民の意識の面、両輪とも引き上げることができるように検討してまいりたいと思っております。

日高次長

もう一言なんですけれども、この森林環境税について、こうやってアンケートを採って継続と御意見をいただいているんですけど、これはこれとして、森林環境税の存在自体を知らない県民もまだまだたくさんいるという状況がございますし、今度は国の森林環境税・譲与税もあるので、やはりそこは丁寧にもっともっと知ってもらえるように私どもこの県の森林環境税も普及PR活動を丁寧にやっていかなければいけないというふうに考えております。それから、こういったボランティアで事業に森林環境税を使って参加していただいている方というのは、参加していただいている段階でも非常に意識が高い方というふうに言えます。森林環境税の目的としてはそういった意識が無い人も醸成していくという意味で、やはり関心の無い方も巻き込んでいく、そういった新たな取組というものも森林環境税で新規事業等で検討していきたいと。そこで先ほど委員がおっしゃっていただいたレッドデータブックの活用の方法ですね、これも大変参考になろうかと思しますので、やはり意識を醸成する、県民参加の森林づくりで県民に意識を醸成するというのも大きな目的の一つですので、やはり次期森林環境税について御理解いただければ、そういった意識の醸成を更に育める新しい取組というものを検討していきたいというふうに考えております。

平木委員

森林環境税がどのように使われているかを知らない人がやっぱり多いと思いますので、先ほども申しましたようにレッドデータブックの発行・配布のときなどにも、「環境税を使ってこういう調査をしてこういう活動に役立ってます。」というようなところも、もう少しアピールしていただいてもいいのかなと思います。「こうやって使ってやっていますよ。」というところも大事だと思います。よろしく願いします。

福永委員

今のお話にちょっと関連しまして、多分、森林づくり活動というのは、本当に森林を作る、植樹したり下刈りをしたり歩道を作ったりというものが多様な、それは多くていいのですが、県内を見ると、そのほかの意識を高めるためのそういうボランティア活動をやっていらっしゃる方は結構いらっしゃるんですよ。そういう方たちにもできたらこの税をもう少しアピールしていただいて、活用

していただいたらと、平木委員の話を聞きながら思いました。その一つとして今回、この宮崎県版のレッドデータブック改訂事業が始まっているんですが、この中に多分、こういう木が、名木だけではなくて自然に残っている、さっき、森林の多様性という言葉を確認部長が使われたと思うんですよね。宮崎県の森というのは木の多様性もかなりあるような気がします。私も神奈川出身ですから、森に癒やされ、水を作って川を作り海を作る大本だと思っておりまして、そこを九州自然歩道の魅力も含めて楽しめるような企画だとかをどんどん募集されて、そして一緒に関わってもらう。こういう絶滅危惧にあたるような、樹木だけでなく樹木に付随して住む昆虫とか花とかも一緒に出していければと。私が本社を西米良村に置いた理由というのも、そこに豊かな森があるんですよね。ただ、できたら、森の中で人育てというんですか、そこを通して人が育っていくようなそういう企画等も一緒に考えて、私たちもこうやって委員として言うだけではなくて、改めて頑張っていかなければいけないなと思ったところです。以上です。

日高次長

福永委員の御意見、非常に重要ななと思います。やっぱり森林環境税を使って森林に触れ合うということで、ハード事業はいろいろあるんですけども、やはり大事なのは先ほど申し上げましたように県民の意識を醸成するという点で言えば宮崎県の中でさえも都市と山村がある。ということになると、やはり都市の方に税をたくさん支払ってもらっていますし、それを原資としてこういう活動をしているという意味では、やはり都市と山村の交流で森林を見ていただく、森林を整備していくということであればハードだけではなくて、都市の方が森林と交流するようなコーディネーターといいますか、要するにソフトの部分ですね。宮崎県民の方が森林ともっともっと触れ合える交流できるような中山間地域の経済対策にも寄与するような形で、そういった交流するようなソフト事業、またそういうことで活躍される方も含めてこの森林環境税を使ってご支援できたらなというふうに思っていますので、次期の森林環境税につきましては、そういったサポート対策ですね、ここが知恵の出どころだと思っています。そこは県としても頑張るそういったクリエイティブな部分にも取り組んでいければと考えております。

藤掛委員

ありがとうございます。確かこの第3期になるときも新たな新規軸といいますか、それがこの次世代の人づくりだったり交流・意識の醸成だったと思います。なので、そういう意味で今、日高さんもおっしゃったようにどういうアイデアを出していくかというのも必要なところであり、お金をかければすぐに進むというものでもない

中武委員

ので、なかなか難しいとは思いますが、やはりそこが大事だという御意見だと思いますので、第4期に向けても御検討していただければなと思います。

時間もすごく経っているので申し訳ありませんが、1点だけ、アンケート結果については評価が高いというお話が出ているのですが、私は回答数から比較すると若干低いのかなと個人的には見ているところです。それはやはり先ほどから言われているように、県民の方々でも森林環境税についてよく知らない人がいるからだという認識でいるところです。それで、先ほどからいろいろ出ています、水土保持であったり資源の循環であったり、それに併せて人と森との共生林ということで、以前から整備をされている箇所があるかと思えます。西米良村にも共生林と呼ばれるところがあって、今福永委員からありましたけど、いわゆるビオトープ的な部分で整備等もされた箇所もございます。ただ、いったん整備してその後手つかずでそのまま放置されている所も相当あるのではないかと考えています。遊歩道等の整備であったり、それが再計画されてインバウンドだったり、観光対策という形を取られるということだったんですけれども、そういう部分で、各市町村でやはりまだ森と親しむ箇所というのがそれぞれの所に点々とたくさんあるんだらうというふうに認識をしているところです。そういう所も再整備等も含めて御検討いただければ森林環境税の有効活用の一つになるのかなと考えています。

また、以前から話をさせていただいておりますが、そういった認知度を上げていくというか、活動のアピールの場としてはこの中で「みやざき森づくりコミッション活動」というのがあり、こことみやざき木づかい県民会議等をリンクさせて、いわゆる木育だったりそういった部分とコラボさせていくことで、より環境に敏感なお母さんであったり、これからの環境を担っていくであろう子どもたち、そういったところへの周知活動というか、そういう認知度を向上させる部分が出てくるのではないかと考えております。いろんな事業との兼ね合いがかなりたくさんあって、ややこしいところもあるというのは認識しておりますが、是非そういった意味で、せつかくの目的税でありますので、国税との棲み分けをきっちり付けるという観点からも、より「この宮崎県の森林環境税は宮崎県土のため、宮崎県民のためにしっかり使われているんですよ。」というようなそういうきれいなアピールができればと思いますので、横の連携を環境森林部だけではなく、例えば商工労働部であったり、他の部の課であったりといろんなところがあると思いますので、そういう形でもまた御検討いただければと思っています。以上です。

廣島室長

御意見ありがとうございます。現在、検証をしている中で、広葉樹造林がどうなのか等のモニタリングを進めているところです。また、森づくりコミッションと木づかい県民会議のコラボ、横の連携、他の地域振興だとかそういうところとの横とのつながりという視点についても検討はしてみたいと思います。

鶴永委員

レッドデータブックという話が出ていますが、私が所属している自然保護団体が日本熊森協会というのですが、皆さん御存じのように九州では熊は絶滅しました。人工林率の急激な増加ということが一番要因になったと考えられています。九州は特に拡大造林がすごい勢いで始まって、山の熊が生息できる面積が確保できなくなったというのが絶滅の原因として一番考えられています。そういう意味でも私たちは山が健全であるために、そこに動植物、虫、鳥、野生動物が共存していないと山が健全にはならず、これは間違いなくそうで、私たち、都会に住んでいても山の恩恵に預かずに生きている人は誰もいないんですよ。そこをどうも現代人は忘れていてのではないかと思うことがあって、山の動物たちの視点からも私たちはとにかく少しでも自然の山を山の動物たちに返してほしいと。それが人間の幸せにもつながるからということで活動しています。私たちが生きるために、一番必要な水とか空気とかそういうものを山からただかずに生きることができないということから考えて、じゃあ私たちが経済的に利用させていただける山の範囲ってどれぐらいなんだろうかというところを、もう一度再確認したらどうかなという思いがあります。山の動物たち、虫たちのためにも、それが人間の幸せにつながっていくと考えています。

下沖委員

御存じのように、新型コロナウイルス感染症が収束するまで長期間かかると言われているわけですが、私たちの生活様式といいますかライフスタイルも、そういうふうなところに対応していかないといけないと、それをずっと継続していく必要があるんじゃないかなと考えておりますが、そういうことから森林の有する公益的機能、癒やしであったり健康面であったり、コロナ時代に対応した税の活用のあり方というのも次期基本方針の中に盛り込んでみたらどうかと。それで県民の方にアピールできるような形が取ればいいんじゃないかと思います。大体7割ぐらいの方がこの税に理解を示していただいているということですので、このことをもっと県民の方に広めていただくためにはこの際、方針に盛り込むのはどうかと、これは一つの意見ですけれどもそういうふう感じているところです。

廣島室長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、県民の森であるひなもり台県民ふれあいの森では行き場を求めて利用者が増加しております。一時期休園というのもありましたが、利用者は増加しているところでございます。森林の有する機能につきましては、下沖委員の方からありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響を含めたストレスを抱える現代に、癒やしや健康面で大変有効であると言われております。このため、コロナを警戒した新しい生活様式を踏まえまして、森林環境教育の一層の充実とか、ひなもり台等の県民の森の利用の促進、森林ボランティア活動の活性化など事業の充実を目指していければと考えております。また、そういう取組の中でコロナ対策にしっかり貢献できていければというふうに考えているところでございます。

川上委員

提案なんですけど、伐採跡地でも良いかなと。これが森林環境税とか譲与税を活用して市町村が考えるところですが、収入源として役立つ森林づくりをしたいのであれば、自分が働いている所が宮崎県緑化木養成圃場とって苗木の生産をしています。しかし、今苗木はそれほど出ていませんし、実際は無料で森林づくりボランティアの方たちに配布したり、各市町村、緑の推進会議さんたちが取りに見えられたり、そういう配布の仕方をしておりますが、苗木だけではなくて、木として活用するのではなくて、例えばさっき言われたように森がなくなったときに、広葉樹を植えるなりスギを植えるなり、でもそれはリスクを大きく負わないための手段として、もし収入源として何か欲しいんだったら切り花として、花木をですね。例えば四国ではおばあちゃんたちが葉っぱを自分で市場へ出して、ネットで自分の収入源としてやっていらっしゃるようなそういうやり方もあるんじゃないかなと。自分なりには今考えていることがあるんですよ。なぜかという苗木はそれだけでない。木を植える人がいない。庭木としても木を植える人が少なくなっているんですよ。現在の生活様式の中でも、木や植物として薄れていく中でどうしても収入源として伴わないといけないのであればどうなのかなと。なぜかという、あるとき切った木をゴミとして放置せずにある飲食店に持って行ったんですよ。「良かったら飾りませんか」と。そしたら、それがお客さんから人気があったと。それで何かあったらまた持ってきてくれませんか。苗木の協同組合の中ではそういった話をさせていただいたんですけど、一つの何か収入源として年齢問わず活用できるのであれば、そこに森林環境税なり市町村の譲与税が、企業とかいろんなところが取り組んでいければ違うんじゃないかなと。提案ですけど、もしそういう予算的な取組がしていただけのようにあれば考えていただけないかなと思います。

廣島室長

それが料理に彩りを添えるつまだとか花木を植える森づくりという
ことで、いつもその山に通いながら、そしてきれいな山になると
いうのは、一つの参考事例として見てみたいと思います。御意見、
ありがとうございます。

鶴永委員

高千穂にうちの会がテストしている山が、どんな状態かというの
を、環境森林部の方で高千穂に行く方がいれば御案内しますので、
モデルとしてどんな感じか見ていただければと思います。よろしく
お願いします。